

お知らせ

年齢の制限のある賞において、年齢の基準日を4月1日時点での満年齢に変更することが理事会において承認されました。以下の対照表に記載いたしましたとおり条文が改定されましたのでお知らせいたします。なお、改定後の規程は2023年度の各賞の募集から適用されます。

高分子科学功績賞規程（抜粋）

改定前	改定後
第3条 本賞は、年齢満55才以上の本会会員で、次の各号の一つに該当し、かつ本会の発展に対し、寄与の大きかった個人を対象とする。 (1) 高分子基礎科学の領域で、独創的かつ優れた業績を挙げたもの。 (2) 高分子応用科学の領域で、高分子工業の確立または技術開発に顕著な業績を挙げたもの。	第3条 本賞は、 表彰対象年度の4月1日時点に年齢満55歳 以上の本会会員で、次の各号の一つに該当し、かつ本会の発展に対し、寄与の大きかった個人を対象とする。 (1) 高分子基礎科学の領域で、独創的かつ優れた業績を挙げたもの。 (2) 高分子応用科学の領域で、高分子工業の確立または技術開発に顕著な業績を挙げたもの。

高分子学会国際賞規程（抜粋）

改定前	改定後
第3条 本賞は、年齢55歳以上の個人を対象とする。	第3条 本賞は、 表彰対象年度の4月1日時点に年齢満55歳 以上の個人を対象とする。

高分子学会学術賞規程（抜粋）

改定前	改定後
第2条 本賞は、 申請時 45歳以下の本会会員で、高分子科学の全領域において独創的かつ優れた研究成果を挙げ、研究業績の進展が特に著しいと認められる研究者個人に授与する。	第2条 本賞は、 表彰対象年度の4月1日時点に年齢満45歳 以下の本会会員で、高分子科学の全領域において独創的かつ優れた研究成果を挙げ、研究業績の進展が特に著しいと認められる研究者個人に授与する。

Polymer Journal 論文賞-日本ゼオン賞規程（抜粋）

改定前	改定後
<p>第 2 条第 1 項 本賞は、若手研究者の研究奨励のために制定しており、本会が発行する Polymer Journal に優れた論文を発表した若手研究者で、論文投稿時の年齢が 38 歳未満の者を対象とする。ただし、論文は毎年 1～12 月号に掲載されたもので、対象は第一著者に限る。</p>	<p>第 2 条第 1 項 本賞は、若手研究者の研究奨励のために制定しており、本会が発行する Polymer Journal に優れた論文を発表した若手研究者で、論文投稿時の年齢が 満 38 歳未満の者を対象とする。ただし、論文は毎年 1～12 月号に掲載されたもので、対象は第一著者に限る。</p>
<p>[Rule of Eligibility]</p> <p>2. This award is to encourage research by younger scientists in the field of polymer science and to given to the first author of a paper which was published in any issue of the Polymer Journal (No.1-12) in the preceding year and should recognize the quality of the contents, regardless of the origin of the author. The nominee must not have passed his or her 38th birthday at the time when the paper was submitted to the Polymer Journal.</p> <p>② The paper as provided for in the preceding paragraph refers to the following type of paper.</p> <p>1) Original article 2) Note 3) Rapid Communication</p>	<p>[Rule of Eligibility]</p> <p>2. This award is to encourage research by younger scientists in the field of polymer science and to given to the first author of a paper which was published in any issue of the Polymer Journal (No.1-12) in the preceding year and should recognize the quality of the contents, regardless of the origin of the author. The nominee must not have passed his or her 38th birthday at the time when the paper was submitted to the Polymer Journal.</p> <p>② The paper as provided for in the preceding paragraph refers to the following type of paper.</p> <p>1) Original article 2) Note 3) Rapid Communication</p>

高分子研究奨励賞規程（抜粋）

改定前	改定後
<p>第 3 条 本賞は、表彰対象年の 4 月 1 日時点で年齢満 37 歳未満かつ正会員として在籍 2 年以上の本会正会員で、本年次大会、高分子討論会、ポリマー材料フォーラムにおいて発表、および、論文発表若しくは特許出願、国際会議での発表など、顕著な研究活動をしているものを対象とする。</p>	<p>第 3 条 本賞は、表彰対象年度の 4 月 1 日時点で年齢満 37 歳未満かつ正会員として在籍 2 年以上の本会正会員で、本年次大会、高分子討論会、ポリマー材料フォーラムにおいて発表、および、論文発表若しくは特許出願、国際会議での発表など、顕著な研究活動をしているものを対象とする。</p>

高分子学会昭和電工マテリアルズ賞規程（抜粋）

改定前	改定後
第2条 本賞は、申請時45歳以下の本会会員で、機能性高分子、特に電子・情報材料に関する独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者個人に授与する。	第2条 本賞は、表彰対象年度の4月1日時点で年齢満45歳以下の本会会員で、機能性高分子、特に電子・情報材料に関する独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者個人に授与する。

高分子学会旭化成賞規程（抜粋）

改定前	改定後
第2条第1項 本賞は、申請時45歳以下の本会会員で、環境、エネルギー、バイオ、ライフサイエンス分野において高分子科学に基礎をおき、独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者に授与する。	第2条第1項 本賞は、表彰対象年度の4月1日時点で年齢満45歳以下の本会会員で、環境、エネルギー、バイオ、ライフサイエンス分野において高分子科学に基礎をおき、独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者に授与する。

高分子学会フェロー表彰規程（抜粋）

改定前	改定後
第3条第1項 本表彰は、申請時に年齢58歳以上かつ在籍累計年数20年以上の正会員で、前条に示す業績をあげた個人で、本規程第4条の役割を担える者を対象とする。	第3条第1項 本表彰は、表彰対象年度の4月1日時点で年齢満58歳以上かつ在籍累計年数20年以上の正会員で、前条に示す業績をあげた個人で、本規程第4条の役割を担える者を対象とする。